

訪問リハビリテーション利用料金表 (2019年10月改定)

要介護1～5

| | サービス内容 | 単位数 | 自己負担料金 (1割) | 自己負担料金 (2割) | 自己負担料金 (3割) | |
|--------------|---------------------------|-----|----------------|----------------|----------------|------|
| 訪問リハビリテーション費 | 40分 (20分×2回) | 584 | ¥584 | ¥1,168 | ¥1,752 | |
| 加算 | サービス提供体制強化加算 (20分につき) | ※1 | 6 | ¥6 | ¥12 | ¥18 |
| | 短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき) | ※2 | 200 | ¥200 | ¥400 | ¥600 |
| | リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ (月1回) | ※3 | 230 | ¥230 | ¥460 | ¥690 |
| | リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ (月1回) | ※3 | 280 | ¥280 | ¥560 | ¥840 |
| キャンセル料 | なし | | | | | |

※1 勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。

※2 退院(所)日又は介護認定日から3ヶ月以内において、週2回以上、40分以上の訪問リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

※3 リハビリテーション計画を定期的に評価・見直しをし、事業所や従事者に日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達した場合。また、医師よりリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を受けている事業所に加算されます。ⅡもしくはⅢのいずれかが加算されます。

その他 法定代理受領サービスに該当しない(居宅介護サービス費の代理受領を満たしていない場合や区分支給限度基準額を超えている場合)その負担額は、10割負担となります。

訪問リハビリテーション利用料金表 (2019年10月改定)

要支援1～2

| | サービス内容 | 単位数 | 自己負担料金 (1割) | 自己負担料金 (2割) | 自己負担料金 (3割) | |
|--------------|---------------------------|-----|----------------|----------------|----------------|------|
| 訪問リハビリテーション費 | 40分 (20分×2回) | 584 | ¥584 | ¥1,168 | ¥1,752 | |
| 加算 | サービス提供体制強化加算 (20分につき) | ※1 | 6 | ¥6 | ¥12 | ¥18 |
| | 短期集中リハビリテーション実施加算 (1日につき) | ※2 | 200 | ¥200 | ¥400 | ¥600 |
| | リハビリテーションマネジメント加算 (月1回) | ※3 | 230 | ¥230 | ¥460 | ¥690 |
| キャンセル料 | なし | | | | | |

※1 勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。

※2 退院(所)日又は介護認定日から3ヶ月以内において、週2回以上、40分以上の訪問リハビリテーションを実施した場合に加算されます。

※3 リハビリテーション計画を定期的に評価・見直しをし、事業所や従事者に日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達した場合。また、医師よりリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を受けている事業所に加算されます。

その他 法定代理受領サービスに該当しない(居宅介護サービス費の代理受領を満たしていない場合や区分支給限度基準額を超えている場合) その負担額は、10割負担となります。